最終更新日：2020年6月26日

株式会社　ベネフィットジャパン
代表取締役社長 佐久間　寛
問合せ先：管理本部　06-6223-9888
証券コード：3934
http://www.benefitjapan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることは企業価値を高めることに通じるものと考えており、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題と認識しております。このような認識のもと、業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を中心に、適正かつ効率的な企業体制を構築、維持する施策に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1－2－4　電子行使と英訳）
現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低い状況ではありますが、株主による議決権行使の利便性向上の観点から、第24回定時株主総会（2020年3月期）より書面での議決権行使による方法に加え、インターネットでの議決権行使が利用できるよう環境を整備しました。
また、招集通知等の英訳につきましては、今後の株式分布の状況を踏まえて検討してまいります。

（補充原則3－1－2　英語の対応）
現在、海外投資家の比率が低いため、コスト等を勘案し、英文での情報開示をしておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

（補充原則4－1－2　中期経営計画へのコミットメント）
当社は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識しております。直近においては中期経営計画を策定しておりませんが、今後策定した際には、その実現に向け最善の努力を払うとともに、中期経営計画の進捗状況について把握・分析を行い、その達成に向けた通期事業計画を策定し、決算説明会等にて株主に対し説明いたします。
業績が通期事業計画に対し乖離した場合には、その原因等を十分に分析・精査のうえ株主に説明するとともに、以降の事業計画に反映し、中期経営計画の達成に向けて努力してまいります。

（補充原則4－1－3　後継者計画の監督）
当社は、会社を持続的に成長させ企業価値を向上し続けるために、後継者育成は経営上の重要課題であると考えております。今後、取締役会や経営会議等を通じて後継者の計画を立案して実行し、取締役会にて適切に監督してまいります。

（補充原則4－3－2　客観性・適時性・透明性ある手順による最高経営責任者（ＣＥＯ）の選任）
当社では、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役の選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えた代表取締役を選任しております。

（補充原則4－3－3　最高経営責任者（ＣＥＯ）を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立）
当社では、代表取締役を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。
万一、代表取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

（原則4－8　独立社外取締役の有効な活用）
当社は独立社外取締役を1名選任しており、同取締役は、豊富な経験・知識見識を持つ企業経営経験者であり、取締役会における業務執行を十分に監督しており、独立社外取締役としての役割・責務を十分果たしております。今後は、更なる当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、社外取締役の2名以上の選任が必要であると考えており、引き続き、候補者の選任を検討してまいります。

（補充原則4－10－1　任意の諮問委員会の設置）
当社は、監査役会設置会社で、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、原則3－1の方針に基づき、指名・報酬などの特に重要な事項については、独立社外取締役を含めた取締役会にて決定しております。今後、独立社外取締役が複数選任された際には、任意機関を設置することも検討してまいります。

（原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社取締役会は、経営管理又は事業に精通している取締役及び経営者としての豊富な経験と高い見識を持つ社外取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、多様性と適正規模（定款に定める7名以内）を両立させる形で構成しております。現時点で女性の取締役はおりませんが、ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても検討を重ねてまいります。
当社の監査役は、公認会計士、弁護士がおり財務・会計に関する適切な知見を有しております。

（補充原則4－11－3　取締役会の実効性評価）
当社は、これまで取締役会の実効性について各取締役が分析・評価することはありませんでしたが、今後、事業年度毎に各取締役の自己評価も含めて取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことを検討してまいります。

（原則5－2　経営戦略・経営計画の策定・公表）

当社は、現時点において中期経営計画を策定・公表いたしておりません。
今後、中長期的な経営計画を策定し、具体的な経営目標の公表について検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

(原則1－4　政策保有株式)
当社は、投資目的以外の目的で保有するいわゆる政策保有株式を保有していません。なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じた場合には、政策保有株式について、「取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化の観点から、定期的に取締役会において政策保有株式の合理性・必要性を検証すること」を基本方針としています。
また、同株式に係る議決権行使については、提案されている議案が、株主価値の毀損につながるものでないかを取締役会において確認し、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使します。

(原則1－7　関連当事者間の取引)
当社は、関連当事者間の取引については取締役会で審議し、承認された上で行うこととしております。また役員に対して決算期ごとに関連当事者取引に関する調査を実施する等、管理体制を整備しております。

(原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)
当社には、企業年金基金制度はありません。

(原則3－1　情報開示の充実)
(ⅰ)当社ウェブサイトに経営理念、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を開示しております。
なお、経営戦略については、決算説明会資料の一部として開示されており、変更の都度適時適切な開示をいたします。
(ⅱ)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。
(http://www.benefitjapan.co.jp/ir/governance.html)
(ⅲ)取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
(ⅳ)
①取締役候補
取締役の候補者の指名と選任に際しては、人格、能力、識見、経験、実績、経営者としてのバランス感覚等の要素を総合的に判断することを方針とし、取締役会決議により、取締役の候補者を決定しております。
②監査役候補
任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を基準として選任し、監査役会の同意を得て取締役会決議により、監査役の候補者を決定しております。
(ⅴ)株主総会において取締役・監査役の選解任・指名についての説明を、株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

(補充原則4－1－1　取締役会の決議事項と委任の範囲)
当社は、「取締役会規則」を定め、法令等に準拠して取締役会にて審議すべき事項を定めております。また、「職務権限規程」にて取締役会、取締役等の意思決定機関及び意思決定者が行使しうる決裁権限を業務項目毎に定め、業務執行の委任の範囲を規定しております。

(原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社の独立性判断基準は、会社法及び東京証券取引所の定める基準に従い、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者を候補者としております。
なお、独立社外取締役候補者の選定に当たっては、企業経営等の豊富な経験と広い知見を持ち、中長期的な視点で企業価値向上に資する意見、助言が期待できる人物を候補者として選定しております。

(補充原則4－11－1　取締役会の考え方、方針)
当社の取締役会は、取締役は7名以内と定款で定めており、その役割・責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模・内容等を踏まえ、各部門・管理部門それぞれの業務に精通した業務執行取締役候補者をバランス良く選任する方針としております。社外取締役に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。

(補充原則4－11－2　他の上場会社役員の兼務)
当社役員は他の上場会社役員を兼任しておらず、当社役員として十分な時間・労力を確保しております。
なお、取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集ご通知、有価証券報告書にて開示しております。

(補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング方針)
当社では、取締役・監査役が自らの役割を充分に果たすべく、独自の判断で業務及び取締役・監査役としての必要な知識の習得を行うこととし、その費用について当社が支援を行っております。

(原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営や財務の状況を積極的かつ公平、公正、タイムリーに開示することを基本としており、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、以下のとおり取り組んでおります。
(ⅰ)年1回株主総会において、株主向けに、代表取締役社長が自らの言葉で説明をしております。
(ⅱ)年2回決算短信発表後に代表取締役社長が、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を実施し、アナリスト・機関投資家の皆さまとの積極的な対話に努めております。また、個人投資家向け会社説明会を適宜実施し、質問や意見に対し回答しております。
(ⅲ)株主・投資家からの問い合わせの対応については、管理部門を窓口として対応しております。また、株主・投資家との対話において頂いた意見につきましては、必要に応じて各取締役にフィードバックし情報を共有しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

佐久間　寛	1,406,500	23.84
有限会社サクマジャパン	1,221,000	20.70
株式会社リトル・アイ	876,000	14.85
株式会社ブロードピーク	817,500	13.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	299,100	5.07
吉本　正人	69,773	1.18
高橋　憲昭	48,000	0.81
佐久間　範子	45,000	0.76
小岩井　壮	40,100	0.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,300	0.65

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　憲正	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　憲正	○	―――	同氏は他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、それらの経験と見識に基づき客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言していただくため、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。
監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）で構成されており、毎月1回監査役会を開催しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。
また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、定期的に協議、意見交換を行い、相互連携を図る体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野　恵稔	弁護士													
三嶋　政美	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野　恵稔	○	―――	弁護士としての専門的見地から企業法務に精通し、コンプライアンスに関する十分な見識を有していることから、当社の監査体制に活かして頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるため、独立役員に指定しております。
三嶋　政美	○	―――	公認会計士としての専門的見地から財務及び企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、当社の監査体制に活かして頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす、すべての社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象役員」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、すでに付与済みのものを除き、対象役員に対するストック・オプション制度を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額が1億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役の佐久間寛であり、その権限及び裁量については一任しておりますが、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案した上で、客観性・透明性を確保するために代表取締役が取締役会で報告し、社外取締役から適切な助言を得て決定しております。
監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の決議により決定しております。
当社の取締役の報酬限度額は、2015年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、1999年５月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、事業年度ごとの会社業績に基づく業績連動報酬及び株式報酬により構成し、基本報酬及び業績連動報酬は金銭により、株式報酬は譲渡制限を付した株式の割り当てにより、それぞれ支給しております。
また、業績連動報酬に係る指標は、当社グループにおける連結経常利益としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、管理本部が取締役会の議案・報告事項について事前に資料送信を行い、必要に応じ事前説明を行う等の対応を行っております。また、常勤監査役及び内部監査人が中心となり、必要な情報や資料提供等のサポートを実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．取締役会
取締役会は代表取締役社長の佐久間寛を議長として、吉本正人、松下正則、長谷川直文、社外取締役吉田憲正の５名にて構成されており、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令で定められた事項や経営に関する重要な事項に関する意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。
2．監査役及び監査役会
監査役会は常勤監査役の竹井一茂を議長として、社外監査役 平野恵稔、社外監査役 三嶋政美の３名にて構成されており、毎月１回開催してお

ります。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

3. 内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が各部門の業務遂行状況の内部監査を行い、結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査役会及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

4. 経営会議

取締役、常勤監査役並びに代表取締役社長が指名する部門管理者で構成されており、原則として毎月1回開催しております。業務の遂行状況や進捗状況についての報告、経営上の重要課題についての協議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会が効率的かつ迅速な意思決定を行い、監査役会が会計監査人及び内部監査室と連携をとり、取締役の職務の執行を監査するとともに、社外取締役及び社外監査役が客観的・中立的立場から監視を行う、現状の企業統治の体制が最良のコーポレート・ガバナンス体制であると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、十分な検討期間を持って頂くために、株主総会の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定については、集中日を避けるように設定するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を高めるため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2020年6月開催の第24回定時株主総会より、インターネットでの議決権行使が利用できるよう環境を整備しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部総務部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「倫理規程」において、各ステークホルダーの立場の尊重を規定し、社内周知の徹底に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会にて「内部統制システム構築に関する基本方針・整備状況」を決議しております。
その概要については、以下のとおりです。
イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a) 取締役及び使用人は、「BJグループ行動規範」を率先垂範するとともに当社グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守に努める。
(b) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な「BJグループ行動規範」の徹底を推進する。
(c) 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制として内部通報窓口を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報・相談を受けた内部通報窓口担当者は直ちに内容を調査するとともにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は再発防止策を検討し、全社的に再発防止策を実施させる。
(d) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(a) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、「情報管理規程」に基づき、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。
(b) 取締役は、重要な文書等の情報を法令ならびに「文書管理規程」及びそれに関連する各規程及びマニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録又は保存管理し、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
(b) 当社はリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
(c) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
(d) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において報告する。
ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけ、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
(b) 取締役会は、当社グループの中期経営計画ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
(c) 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、経営会議を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営課題の検討および報告を行う。
ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「BJグループ行動規範」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
(b) 当社は、子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
(c) 監査役は、網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社グループ各社に報告する。
ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制
(a) 当社は、信頼性のある財務報告を作成し、その適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、同実施基準」に則り、内部統制システムを整備・運用する。
(b) 当社グループは、内部統制システムが適正に機能していることを常に評価し、不備があれば、必要な是正を行い、改善を図る。
ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、当該使用人の取締役からの独立性確保に努めることとする。
チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(a) 監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、代表取締役および業務執行担当取締役より業務執行状況の報告を受ける。
(b) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況について報告する。
(c) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとする。
(d) 取締役は、「内部通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含めるものとする。
リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的または随時に意見交換を実施する。
(b) 監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて独自に外部の専門家の助言を受けることができる。
(c) 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、「反社会的勢力排除に関する基本方針」及び「反社会的勢力に対する基本マニュアル」を明文化し、周知しております。
また、新規取引開始時には、外部の調査機関を活用し、反社会的勢力へ該当しないことを確認した上で取引を開始することで新規での関与を排除する体制を確立しております。当社の株主、既存取引先、役職員についても定期的に外部の調査機関を活用し、抵触していないかの確認を行っております。万が一、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応するとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

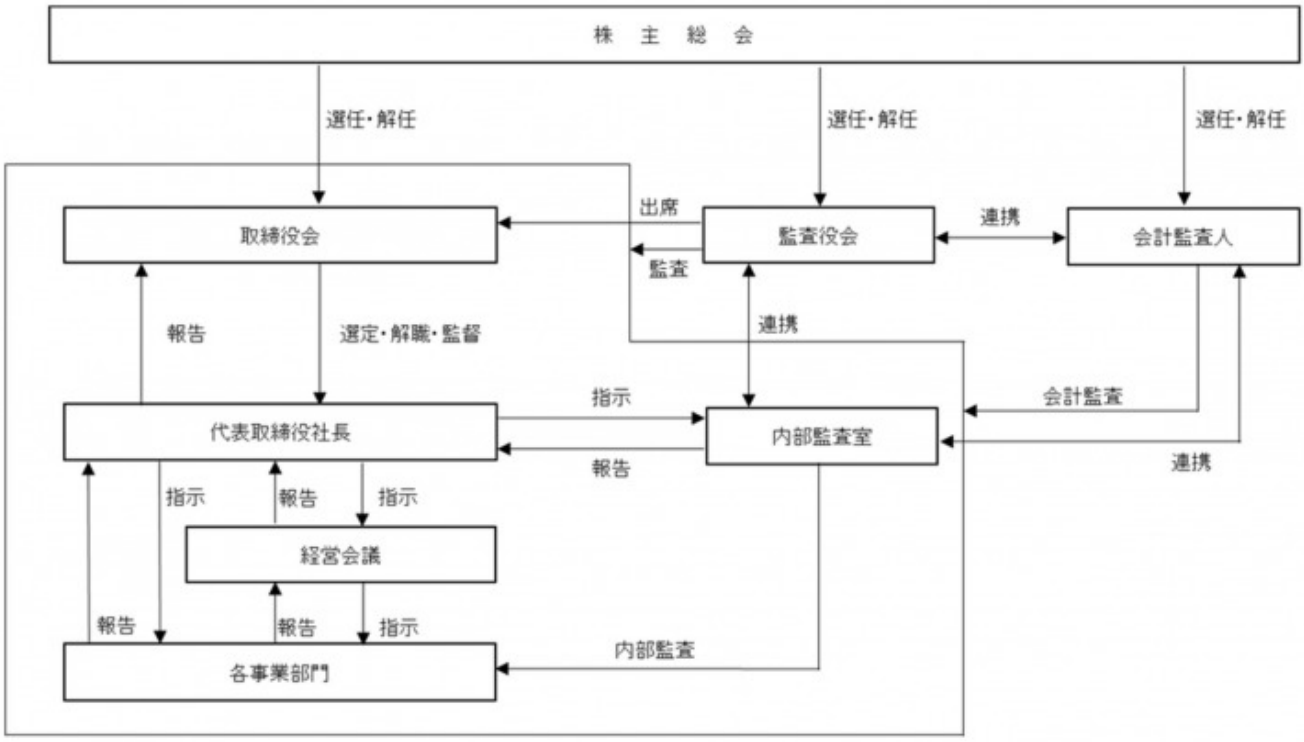

【適時開示体制の概要（模式図）】

